

2. 消費者の安全に関する基本的考え方

論点 1

消費者の安全は基本的かつ重要なものであり、消費者の権利として位置付け、その権利を実現するためのものとして各種の安全施策を考える必要があるのではないか（参考 8）。

規制の在り方に関し、一般に事前規制から事後チェック型規制への移行が言われているが、消費者の安全確保等の分野においては、一定の事前規制が必要不可欠ではないか。

参考 8

（各国消費者保護関連法における消費者の安全に係る権利規定）

国名等	根拠法令等	権利の内容
アメリカ	ケネディ大統領による議会への意見書 「消費者の利益の保護に関する特別教書」(1962年)	・安全を求める権利 健康あるいは生命に危険な商品の販売から保護される。
E U	欧州経済共同体理事会採択「消費者の保護及び啓発のための第一次政策プログラム」(1975年)	・健康と安全の保護に関する権利
国 連	「消費者保護ガイドライン(1999年国連総会決議)」	・健康及び安全に対する危険からの消費者の保護
CI (国際消費者機構)	「消費者の権利と責任」(1982年)	・安全である権利 健康、生命に危険な製品、製造過程、サービスを得ることができること。
スペイン	「消費者及び利用者保護に関する一般法(1984年)」 第2条に規定	・消費者及び利用者の健康又は安全に影響を及ぼすリスクに対する保護
イタリア	「消費者及び利用者の権利規定法(1998年)」 第1条に規定	・健康管理 ・安全並びに製品とサービスの品質
韓 国	「消費者保護法(1980年制定, 2001年最終改正)」 第3条に規定	・すべての物品及び用益による生命・身体及び財産上の危害から保護を受ける権利
中 国	「消費者保護法(1993年)」 第7条に規定	・商品の購入, 使用又は役務を受ける場合に, その人身, 財産の安全が害されない権利 事業者に対して安全を保障するよう要求できる権利